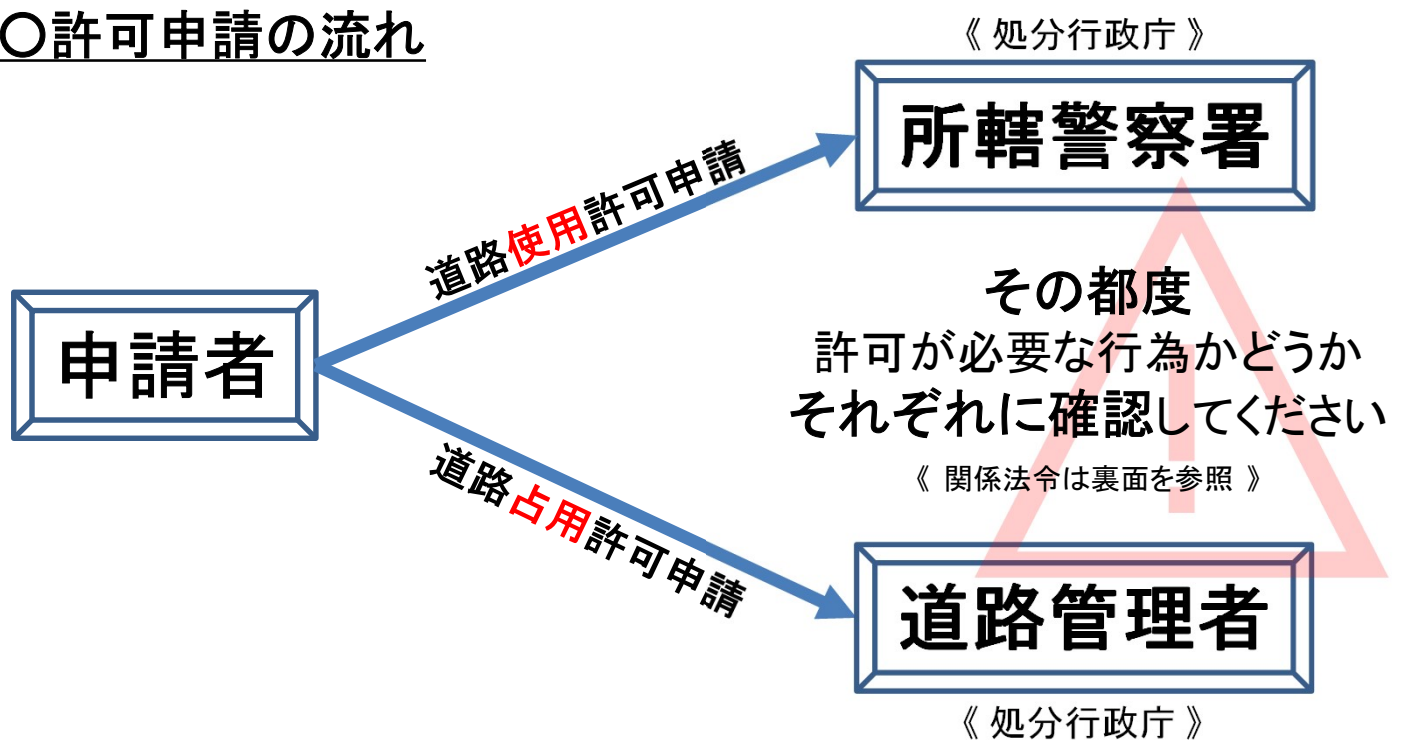


# 道路上のその行為 道路使用許可と道路占用許可 必要かどうか、ご確認を！

## ○許可申請の流れ



## お知らせ

令和4年7月1日から、道路使用許可の申請時に必要としていた道路管理者の押印（いわゆる『経由印』）は廃止します。

### 経由印とは？

これまでは、道路管理者と県警察の運用により、道路使用許可を申請する際には、予め道路を管理する国・県・市町村等の窓口へ赴き、申請内容の確認を受け、道路使用許可申請書に押印を受ける必要がありました。

この押印が『経由印』となります。

## お問い合わせ先

- 道路使用許可について 新潟県警察
- 道路占用許可について 国、県、市町村等の道路管理者

## (参考) 関係法令

### ○道路交通法(昭和35年法律第105号)(抄)

(道路の使用の許可)

第77条 次の各号のいずれかに該当する者は、それぞれ当該各号に掲げる行為について当該行為に係る場所を管轄する警察署長(以下この節において「所轄警察署長」という。)の許可(当該行為に係る場所が同一の公安委員会の管理に属する二以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの所轄警察署長の許可。以下この節において同じ。)を受けなければならない。

- 一 道路において工事若しくは作業をしようとする者又は当該工事若しくは作業の請負人
- 二 道路に石碑、銅像、広告板、アーチその他これらに類する工作物を設けようとする者
- 三 場所を移動しないで、道路に露店、屋台店その他これらに類する店を出そうとする者
- 四 前各号に掲げるもののほか、道路において祭礼行事をし、又はロケーションをする等一般交通に著しい影響を及ぼすような通行の形態若しくは方法により道路を使用する行為又は道路に人が集まり一般交通に著しい影響を及ぼすような行為で、公安委員会が、その土地の道路又は交通の状況により、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要と認めて定めたものを行おうとする者

### ○新潟県道路交通法施行細則(昭和39年10月30日新潟県公安委員会規則第15号)

(道路使用の許可)

第14条 法第77条第1項第4号の規定に基づき、警察署長の許可を受けなければならない行為を次の各号に掲げるとり定める。ただし、公職選挙法(昭和25年法律第100号)に基づく選挙運動又は選挙運動期間中における政治活動のために行うものについては、この限りでない。

- (1) 道路において、祭礼行事、記念行事、式典その他これに類する催し物を行うこと。
  - (2) 道路においてロケーション、撮影会又は街頭録音会等を行うこと。
  - (3) 道路において競技会、仮装行列、パレード等を行うこと。
  - (4) 道路に人が集まるような方法で演説、演芸、演奏、映写等をし、又は拡声器、ラジオ、テレビジョン等の放送を行うこと。
  - (5) 道路において消防、避難、救護その他の訓練を行なうこと。
  - (6) 道路において旗、のぼり、看板、あんどんその他これらに類するものを持ち、若しくは楽器を鳴らし、又は特異な装いをして広告又は宣伝を行うこと。
  - (7) 広告又は宣伝のため、車両等に著しく人目を引くような特異な装飾その他の装いをして通行すること。
  - (8) 道路において人が集まるような方法で寄付を募集し、若しくは署名を求め、又は物を販売若しくは交付すること。
  - (9) 道路において集団行進を行うこと。
  - (10) 道路において、ロボットの移動を伴う実証実験、人の移動の用に供するロボットの実証実験又は自動車から遠隔に存在する運転者が電気通信技術を利用して当該自動車の運転操作を行うことができる自動運転技術を用いて自動車を走行させる実証実験を行うこと。
- 2 前項に掲げるもののうち行列行進、集団示威運動に関する条例(昭和24年新潟県条例第4号)の適用を受けるものについては、その条例の定めるところによる手続をしたものでなければならない。

### ○道路法(昭和27年法律第180号)(抄)

(道路の占用の許可)

第32条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

- 一 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
- 二 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
- 三 鉄道、軌道、自動運行補助施設その他これらに類する施設
- 四 歩廊、雪よけその他これらに類する施設
- 五 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設
- 六 露店、商品置場その他これらに類する施設
- 七 前各号に掲げるもののほか、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの

### ○道路法施行令(昭和27年政令第479号)(抄)

(道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物等)

第7条 法第32条第1項第7号の政令で定める工作物、物件又は施設は、次に掲げるものとする。

- 一 看板、標識、旗ざお、パーキング・メーター、幕及びアーチ
- 二 太陽光発電設備及び風力発電設備
- 三 洪水、高潮又は津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設
- 四 工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設
- 五 土石、竹木、瓦その他の工事用材料
- 六 防火地域(都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第5号の防火地域をいう。以下同じ。)内に存する建築物(以下「既存建築物」という。)を除去して、当該防火地域内にこれに代わる建築物として耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。)を建築する場合(既存建築物が防火地域と防火地域でない地域にわたって存する場合において、当該既存建築物を除去して、当該既存建築物の敷地(その近接地を含む。))又は当該防火地域内に、これに代わる建築物として耐火建築物を建築するときを含む。)において、当該耐火建築物の工事期間中当該既存建築物に替えて必要となる仮設店舗その他の仮設建築物
- 七 都市再開発法(昭和44年法律第38号)による市街地再開発事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物に居住する者で同法第2条第6号に規定する施設建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設又は密集市街地における防災街区の整備に関する法律(平成9年法律第49号)による防災街区整備事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物(当該防災街区整備事業の施行に伴い移転し、又は除却するものに限り。)に居住する者で当該防災街区整備事業の施行後に当該施行区域内に居住することとなるものを一時収容するため必要な施設
- 八 高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路又は法第33条第2項第2号に規定する高速自動車国道若しくは自動車専用道路の連絡路附属地(以下「特定連絡路附属地」という。)に設ける食事施設、購買施設その他これらに類する施設(第十三号に掲げる施設を除く。)でこれらの道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの
- 九 トンネルの上又は高架の道路の路面下に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅、自動車駐車場、自転車駐車場、広場、公園、運動場その他これらに類する施設
- 十 次に掲げる道路の上空に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅その他これらに類する施設及び自動車駐車場
- イ 都市計画法第8条第1項第3号の高度地区(建築物の高さの最低限度が定められているものに限り。)及び高度利用地区並びに同項第4号の2の都市再生特別地区内の高速自動車国道又は自動車専用道路
- ロ 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第36条の3第1項に規定する特定都市道路(イに掲げる道路を除く。)
- 十一 建築基準法第85条第1項に規定する区域内に存する道路(車両又は歩行者の通行の用に供する部分及び路肩の部分を除く。)の区域内の土地に設ける同項第1号に該当する応急仮設建築物で、被災者の居住の用に供するため必要なもの
- 十二 道路の区域内の地面に設ける自転車(側車付きのものを除く。以下同じ。)、原動機付自転車(側車付きのものを除く。))又は道路運送車両法第3条に規定する小型自動車若しくは軽自動車で二輪のもの(いずれも側車付きのものを除く。以下「二輪自動車」という。)を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具(第九号に掲げる施設に設けるものを除く。)
- 十三 高速自動車国道又は自動車専用道路に設ける休憩所、給油所及び自動車修理所
- 十四 防災拠点自動車駐車場に設ける備蓄倉庫、非常用電気等供給施設(都市再生特別措置法第19条の15第1項に規定する非常用電気等供給施設をいう。))その他これらに類する施設で、災害応急対策(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第50条第1項に規定する災害応急対策をいう。第16条の3第2号イ並びに第35条の7第2号及び第4号において同じ。))的確かつ円滑な実施のため必要であると認められるもの